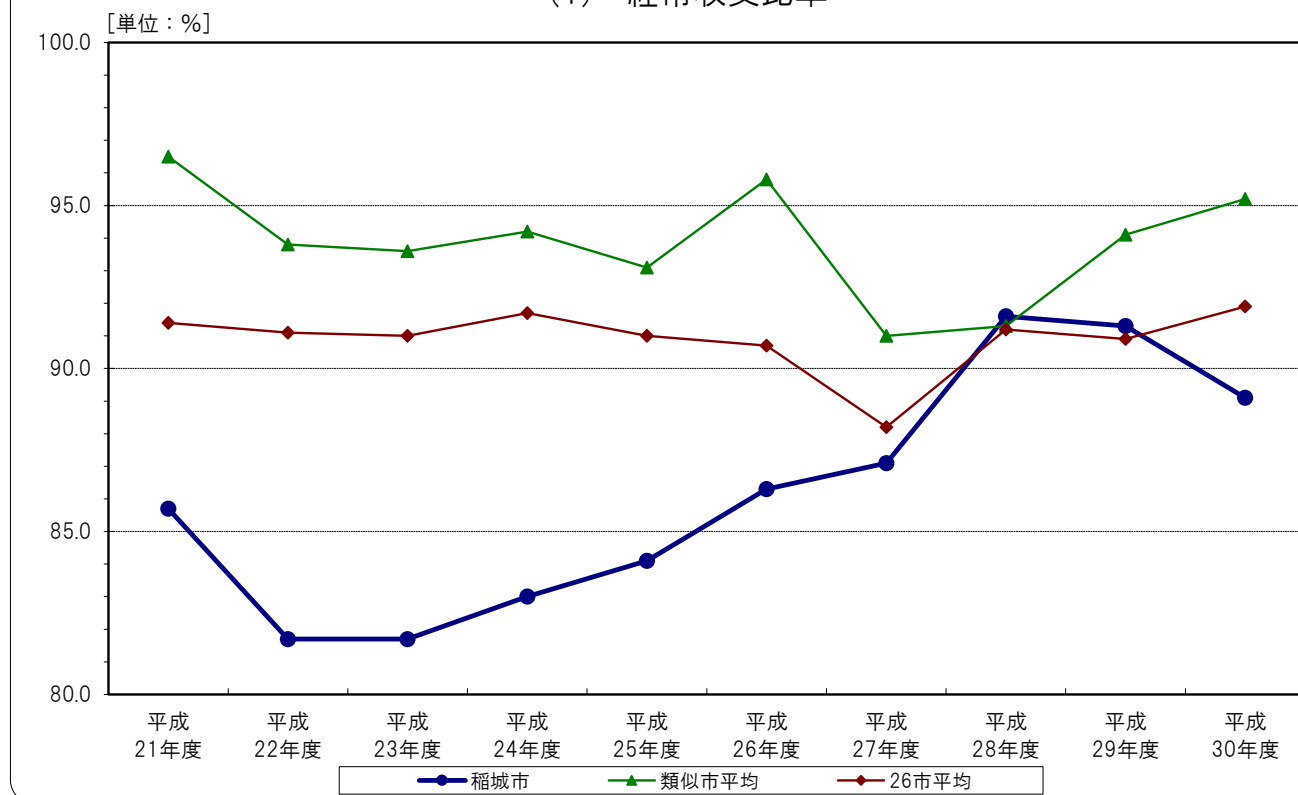


I 財政状況

4 決算に基づく 財政指標の状況

- (1) 経常収支比率
- (2) 財政力指数
- (3) 健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率

(1) 経常収支比率



(単位：%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
稲城市	85.7	81.7	81.7	83.0	84.1	86.3	87.1	91.6	91.3	89.1
類似市平均	96.5	93.8	93.6	94.2	93.1	95.8	91.0	91.3	94.1	95.2
26市平均	91.4	91.1	91.0	91.7	91.0	90.7	88.2	91.2	90.9	91.9

傾向分析

経常収支比率とは、人件費や扶助費、公債費のような容易に縮減できない経常的経費に、市税や普通交付税といった経常一般財源が、どれだけ充当されたののかを見ることで、財政構造の弾力性を測る指標です。これは歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な尺度であり、数値が高くなると、それだけ新たな市民ニーズに応える余力が少なくなっているといえます。

平成30年度は、繰出金や公債費などの経常経費に充当した一般財源（＝分子）の減、地方税や地方交付税などの経常一般財源（＝分母）の増や、下水道事業特別会計の地方公営企業法適用に伴う打ち切り決算の影響などにより、前年度より2.2ポイント減となり、稲城市は26市中4位となっています。

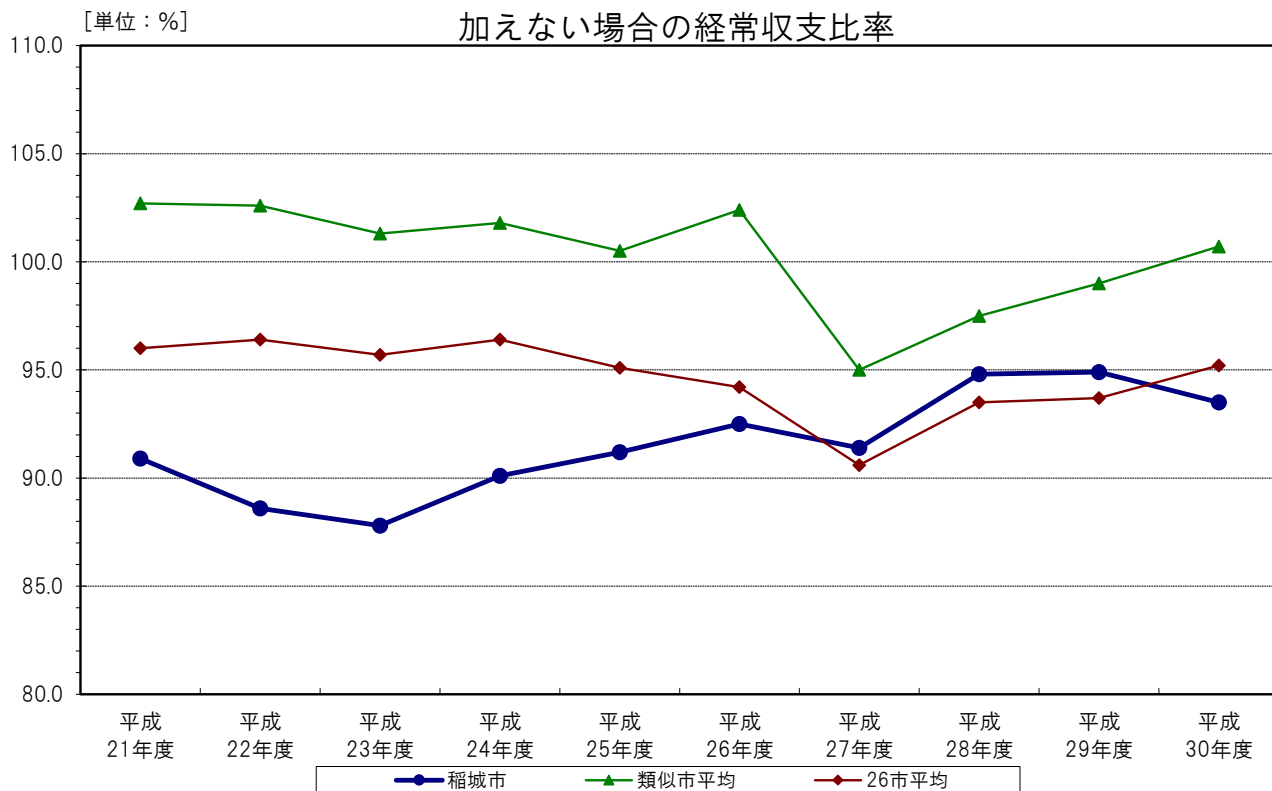
平成30年度決算26市比較データ
経常収支比率（抜粋）

No. 1. 府中市	83.9%
No. 2. 武蔵野市	84.2%
No. 4. 稲城市	89.1%
No.12. 福生市[類似市]	93.1%
No.12. 清瀬市[類似市]	93.1%
No.15. 東大和市[類似市]	94.4%
No.20. 国立市[類似市]	96.2%
No.24. あきる野市[類似市]	98.6%
No.25. 青梅市	99.6%
No.26. 羽村市	100.7%

参考：経常収支比率の算式

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100 (\%)$$

(参考)減税補てん債及び臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない場合の経常収支比率



	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
稲城市	90.9	88.6	87.8	90.1	91.2	92.5	91.4	94.8	94.9	93.5
類似市平均	102.7	102.6	101.3	101.8	100.5	102.4	95.0	97.5	99.0	100.7
26市平均	96.0	96.4	95.7	96.4	95.1	94.2	90.6	93.5	93.7	95.2

傾向分析

減税補てん債と臨時財政対策債は、その元利償還金が、全額基準財政需要額に算入され、普通交付税として措置されます。そのため、地方交付税の代替財源と考えられており、経常収支比率の算定においては、経常一般財源として算入されています。これらを加えなかった場合の経常収支比率は、稲城市が93.5%、類似市平均が100.7%、26市平均が95.2%となり、通常の経常収支比率よりも高くなります。

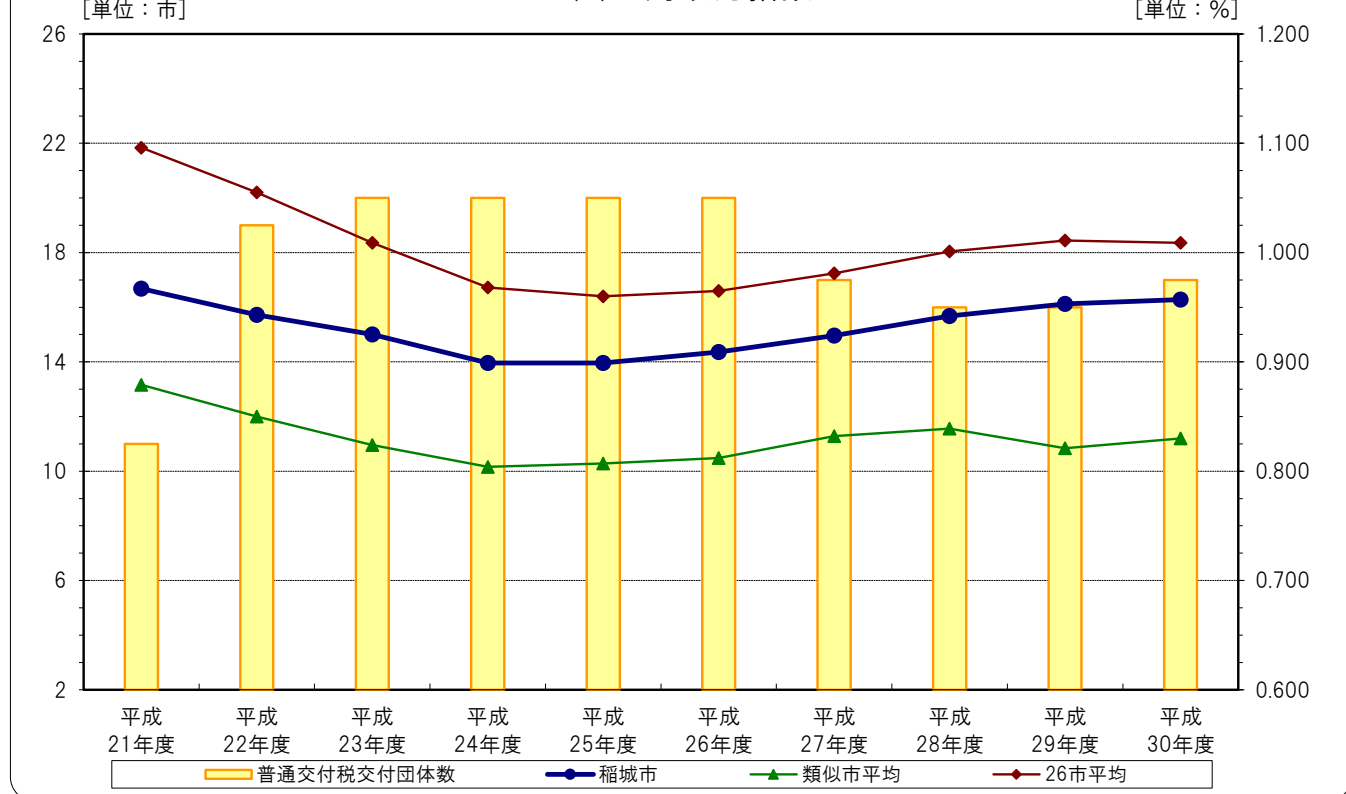
平成30年度決算26市比較データ 経常収支比率(抜粋)

No.1. 府中市	83.9%
No.2. 武蔵野市	84.2%
No.7. 稲城市	93.5%
No.11. 国立市[類似市]	96.2%
No.16. 福生市[類似市]	96.9%
No.17. 清瀬市[類似市]	100.0%
No.23. 東大和市[類似市]	102.8%
No.25. あきる野市[類似市]	107.0%
No.26. 青梅市	108.7%

参考：経常収支比率の算式

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源-(減税補てん債+臨時財政対策債)}} \times 100 (\%)$$

(2) 財政力指数



(単位：市、%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
普通交付税交付団体数	11	19	20	20	20	20	17	16	16	17
稲城市	0.967	0.943	0.925	0.899	0.899	0.909	0.924	0.942	0.953	0.957
類似市平均	0.879	0.850	0.824	0.804	0.807	0.812	0.832	0.839	0.821	0.830
26市平均	1.096	1.055	1.009	0.968	0.960	0.965	0.981	1.001	1.011	1.009

傾向分析

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を判断する理論上の指標で、1を超えると収入超過団体となり、普通交付税が交付されません。普通交付税算定上の標準的団体を前提としたものではありませんが、この多寡をもって国庫補助金補助率の嵩上げや割落しが行われる場合もあります。

26市の普通交付税交付団体数については、平成22年度は、リーマンショックの影響により税収減となったことによる基準財政収入額の減により増加しましたが、その後は税収増などにより減少しています。

平成30年度決算26市比較データ
財政力指数(抜粋)

No.1. 武蔵野市	1.522 (単年度No.1 : 1.520)
No.2. 調布市	1.222 (単年度No.3 : 1.191)
No.8. 国立市[類似市]	1.027 (単年度No.9 : 1.000)
No.15. 稲城市	0.957 (単年度No.15 : 0.954)
No.20. 東大和市[類似市]	0.861 (単年度No.20 : 0.849)
No.24. 福生市[類似市]	0.780 (単年度No.24 : 0.764)
No.25. あきる野市[類似市]	0.737 (単年度No.25 : 0.719)
No.26. 清瀬市[類似市]	0.688 (単年度No.26 : 0.682)

参考：財政力指数の算式

※1を超える団体は交付税不交付となる。

基準財政収入額
基準財政需要額 (3年平均)

(3) 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標（健全化判断比率）を公表しています。

この健全化判断比率については、市が財政破綻をきたさないよう、早期に是正措置を促すために設定された財政状況の注意範囲（早期健全化基準）を示し、この基準を一つでも超えた場合は、市議会の議決を経た上で、財政を立て直すための「財政健全化計画」を策定しなければならないこととなります。

また、将来負担比率を除く三つの指標については、財政状況の危険範囲（財政再生基準）を示し、三つの比率のうち一つでもこの基準を超えた場合は財政破綻状態にあり、市議会の議決を経た上で、「財政再生計画」を策定し、国や都の関与のもとで、市の再生作業に着手することとなります。

(3)－① 実質赤字比率

(単位：%)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
稲城市	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
早期健全化基準	12.72	12.69	12.68	12.67	12.67	12.66	12.65	12.63	12.62	12.62
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
類似市平均	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
26市平均	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当

傾向分析

実質赤字比率は、市の一般会計等（一般会計と一部の特別会計）の歳出に対する歳入に不足額がある場合、その赤字額を、市の一般財源の標準規模（標準財政規模）の額で除して得た指標です。市の会計は、単年度において収支が均衡することが原則です。やむを得ず赤字が生じる場合であっても、翌年度に繰り越された赤字が解消できなければさらに累積してしまい、解消不可能な金額に膨らんでしまうこともあります。この比率が高くなるほど深刻な事態になりますが、まずは、赤字を出さないように財政規律を守っていくことが重要です。

平成30年度決算で見ると、一般会計等の実質収支は黒字ですので、この比率には該当しません。また、26市もすべて黒字となっており、この比率には該当しません。

参考：実質赤字比率の算式	$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100 (\%)$
--------------	--

(3)－② 連結実質赤字比率

(単位：%)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
稲城市	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
早期健全化基準	17.72	17.69	17.68	17.67	17.67	17.66	17.65	17.63	17.62	17.62
財政再生基準	40.00	35.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00
類似市平均	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
26市平均	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当

傾向分析

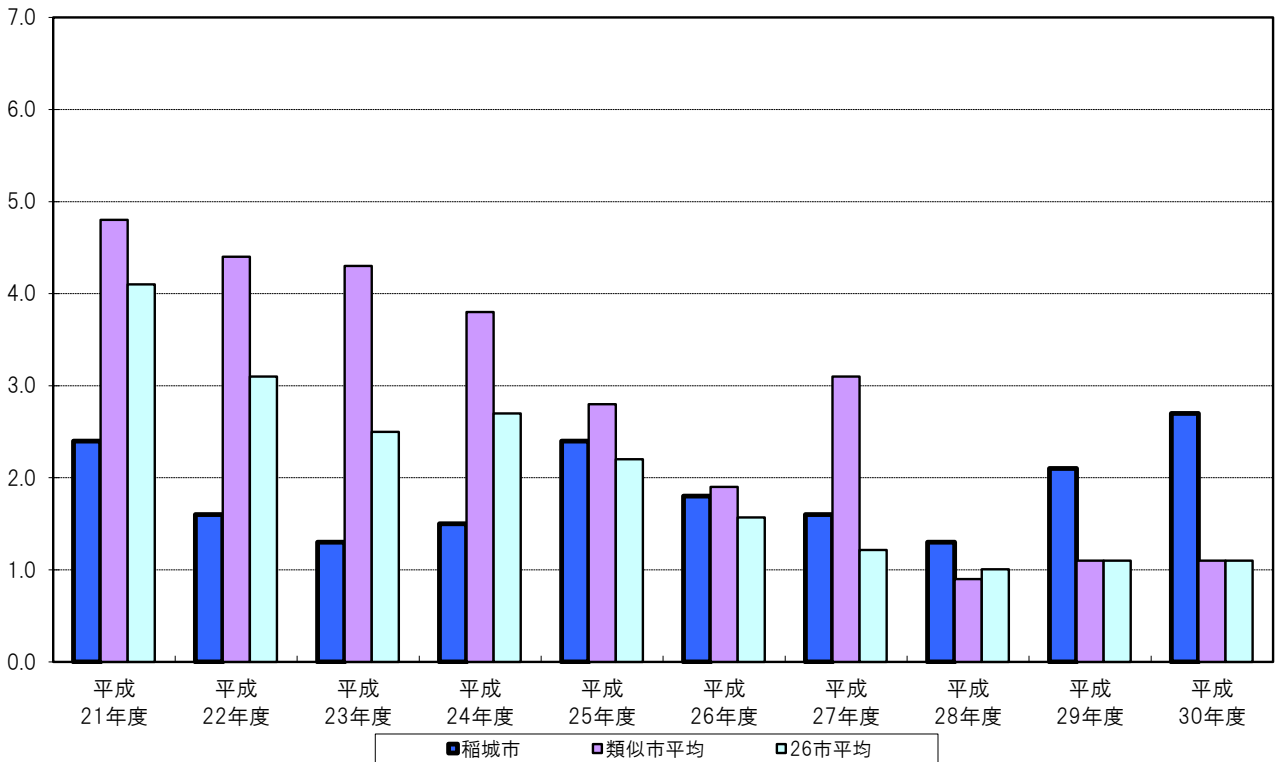
連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入に不足額がある場合、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。公営企業などの特別会計もすべて連結することによって市全体の財政状況がわかります。連結決算の赤字も、本来は生じないはずのものであり、この比率が高くなるほど解消が困難になったり、解消期間が長期に及んだりする可能性があります。連結赤字が生じてしまった場合は、その原因を明らかにするとともに、早期に十分な対策を講ずる必要があります。

平成30年度決算で見ると、全ての会計を連結した実質収支は黒字ですので、この比率には該当しません。また、26市もすべて黒字となっており、この比率には該当しません。

参考：連結実質赤字比率の算式	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100 (\%)$
----------------	--

(3)-③ 実質公債費比率

[単位：％]



(単位：％)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
稲城市	2.4	1.6	1.3	1.5	2.4	1.8	1.6	1.3	2.1	2.7
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
類似市平均	4.8	4.4	4.3	3.8	2.8	1.9	3.1	0.9	1.1	1.1
26市平均	4.1	3.1	2.5	2.7	2.2	1.6	1.2	1.0	1.1	1.1

傾向分析

実質公債費比率は、一般会計などの歳出のうち、借入金に対する返済やそれに準じた経費を、標準財政規模を基本とする額で除して得た数値の3ヵ年平均による指標です。借入金の返済は義務的経費であり、ひとたび増大してしまうと短期間で削減することが困難なため、一定以上の規模にならないようにすることが重要です。この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性も高まります。この指標が18%以上になると、地方債を発行する際に総務大臣または都道府県知事の許可が必要となります。

平成30年度は、元利償還金が減となった一方で、公共施設整備基金の繰入を抑えたことによる債務負担行為に係る支出の一般財源負担額の増により、前年度より0.6ポイント増となりましたが、早期健全化基準を下回る数値となっています。

平成30年度決算26市比較データ
実質公債費比率（抜粋）

No.1. 福生市[類似市]	-3.2%
No.2. 東大和市[類似市]	-2.7%
No.5. 国立市[類似市]	-0.8%
No.20. 稲城市	2.7%
No.25. 清瀬市[類似市]	3.6%
No.26. あきる野市[類似市]	8.6%

参考：実質公債費比率の算式

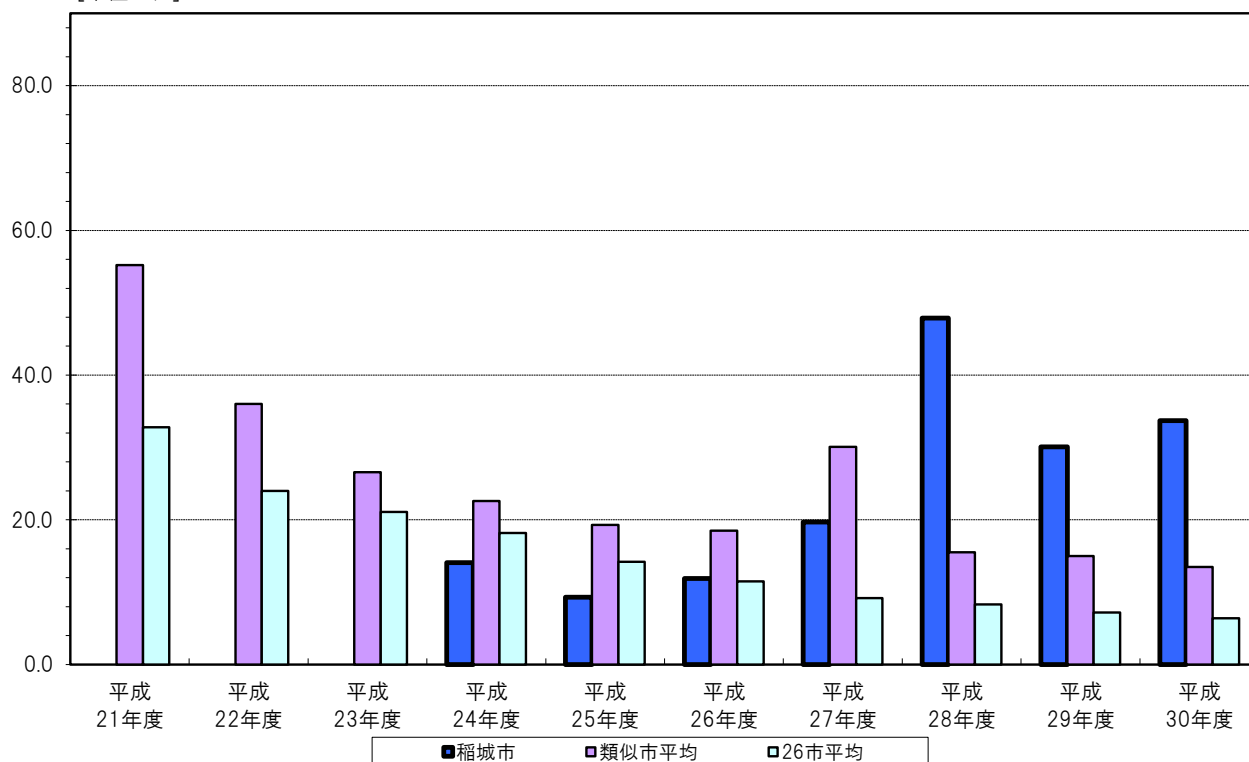
$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D} \times 100 (\%)$$

(3年平均)

- A：地方債の元利償還金
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの
- C：AやBに充てられる特定財源
- D：AやBに係り普通交付税に算入された額
- E：標準財政規模
- F：臨時財政対策債発行可能額

(3)-④ 将来負担比率

[単位：％]



※単純平均を使用 (単位：%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
稲城市	なし	なし	なし	14.1	9.3	11.9	19.7	47.9	30.1	33.7
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0
類似市平均	55.2	36.0	26.6	22.6	19.3	18.5	30.1	15.5	15.0	13.5
26市平均	32.8	24.0	21.1	18.2	14.2	11.5	9.2	8.3	7.2	6.4

傾向分析

将来負担比率は、一般会計などが将来的に負担することになる実質的な負債を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金などの額を差し引いた上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。この比率が高い場合、財政規模に比べて将来負担が過大であり、今後の財政運営が圧迫される可能性などに注意する必要があります。

平成28年度は、病院事業会計の経常利益がなかったことから企業債の償還に係る繰出基準額約30億円がそのまま将来負担額となり、47.9%となりました。

平成30年度は、前年度に引き続き病院事業会計の経常利益があったため、公営企業債等繰入見込額が減となったことに加え、学校買取費の一部完済による債務負担行為に基づく支出予定額が減となった一方で、地方債現在高の増により、前年度より3.6ポイント悪化しました。

参考：将来負担比率の算式

$$\frac{A - B}{C + D - E} \times 100 (\%)$$

- A：将来負担額
- B：充当可能基金額等
- C：標準財政規模
- D：臨時財政対策債発行可能額
- E：地方債の元利償還金等に係り普通交付税に算入された額

平成30年度決算26市比較データ
将来負担比率（抜粋）

国立市[類似市]	なし
福生市[類似市]	なし
東大和市[類似市]	なし
No.16. 東村山市	0.3%
No.17. 日野市	1.0%
No.23. 清瀬市[類似市]	21.9%
No.24. 西東京市	25.2%
No.25. 稲城市	33.7%
No.26. あきる野市[類似市]	45.5%

将来負担比率なし
15市（うち類似市3市）
将来負担比率あり
11市（うち類似市2市）

